

日高町感震ブレーカー設置事業について

1 内容

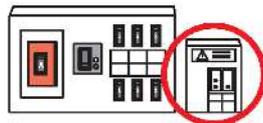
・地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に対して補助を行います。

2 補助限度額

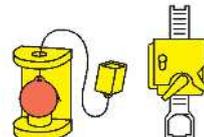
・2万円 ※分電盤タイプ及び簡易タイプが対象です。



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



簡易タイプ

出典:経済産業省ウェブサイトよりより抜粋

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/20190408-1.pdf

3 対象世帯等

・日高町民であり、下記のいずれかに該当する者を含む世帯。

- (1) 満65歳以上
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている
- (3) 療育手帳の交付を受けている
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

4 申請について

・申請者： 上記(1)～(4)に該当する者

・窓口： 日高町役場 2階 総務課

TEL：0738-63-2051

FAX：0738-63-2923

・締切： 令和8年1月30日までに設置が完了すること。

・必要品： ①本人確認書類 ②各種手帳

③設置予定場所が確認できる写真

④設置に要する経費が確認できる書類

※借家の場合は事前に家主の承諾等が必要